

◎新潟県告示第214号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市中川新田字城上311から313まで、314の1、314の2、317の2、318の2、320の1、320の3、321の1、323の1、324、325の1、325の3、325の6、329の2、333の1、333の2、335、337の1、345の2、353の1、354の1、355、358、359、360の1、360の2、361、362、369の1、371から373まで、373の2から373の4まで、373の6、373の8から373の11まで、375、376の2、376の3、377、377の2、378の1、379の1から379の4まで、379の7、380、380の1から380の4まで、380の7、380の10、382、383の2、383の3、383の5、384の1から384の3まで、385、387、389、字大クラ山346の1、字堂前367の1、368、字エボシ石390の1、390の4から390の15まで、京岡新田字大倉原471の1、中川字大倉734の2から734の4まで、734の21、734の23、734の27、734の95から734の100まで、734の104、734の105、734の108

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）